



新（令和 7 年 1 月 20 日適用）	現行（令和 5 年 10 月 20 日適用）														
<p>・類似品とは、同一品名で規格(形状・寸法)が異なるものをいう。</p> <p>・類似品補正とは、類似品が、物価資料又は、事業単価表に掲載されている場合は、式 1 により補正後の設計単価を算定すること。</p> <p>補正後の設計単価 = <math>A \times C / B</math> (ただし、<math>C / B \leq 1.0</math> とする。) …式 1</p> <p>A : 当該資材の見積り価格</p> <p>B : A の類似品の見積り価格</p> <p>C : 積算時の事業単価表に掲載されている A の類似品の価格 (事業単価表に掲載のない場合は物価資料の類似品の価格)</p> <p>なお、<math>C / B &gt; 1.0</math> の場合は、式 1 による類似品補正を行わない。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>														
<p>4 端数処理方法</p> <p>(1) 建築関係工事以外</p> <p><u>3 (1) アを準用する。</u></p>	<p>4 端数処理方法</p> <p>(1) 建築関係工事以外</p> <p>材料単価・材工共単価の端数処理は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1644 997 2582 1308"> <thead> <tr> <th>材料単価・材工共単価</th> <th>端数処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000,000 円以上</td> <td>10,000 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000,000 円以上、10,000,000 円未満</td> <td>1,000 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上、1,000,000 円未満</td> <td>100 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000 円以上、10,000 円未満</td> <td>10 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100 円以上、1,000 円未満</td> <td>1 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100 円未満</td> <td>小数第 2 位を切り捨て</td> </tr> </tbody> </table> <p>生コンクリート (m<sup>3</sup>)、セメント (t 又は m<sup>3</sup>)、アスファルト合材 (t)、骨材等 (m<sup>3</sup>) の単価は上表によらず 10 円未満を切り捨てる。</p>	材料単価・材工共単価	端数処理	10,000,000 円以上	10,000 円未満切り捨て	1,000,000 円以上、10,000,000 円未満	1,000 円未満切り捨て	10,000 円以上、1,000,000 円未満	100 円未満切り捨て	1,000 円以上、10,000 円未満	10 円未満切り捨て	100 円以上、1,000 円未満	1 円未満切り捨て	100 円未満	小数第 2 位を切り捨て
材料単価・材工共単価	端数処理														
10,000,000 円以上	10,000 円未満切り捨て														
1,000,000 円以上、10,000,000 円未満	1,000 円未満切り捨て														
10,000 円以上、1,000,000 円未満	100 円未満切り捨て														
1,000 円以上、10,000 円未満	10 円未満切り捨て														
100 円以上、1,000 円未満	1 円未満切り捨て														
100 円未満	小数第 2 位を切り捨て														
<p>(付則)</p> <p>この基準は、令和 5 年 10 月 20 日から適用する。</p> <p><u>この基準は、令和 7 年 1 月 20 日から適用する。</u></p>	<p>(付則)</p> <p>この基準は、令和 5 年 10 月 20 日から適用する。</p> <hr/>														